

契約事務の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>地方独立行政法人 大阪府立環境農林 水産総合研究所</p>	<p>地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の契約事務取扱規程では、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならないが、平成25年度に1,633,590円で実施した「食とみどり技術センターフェンス設置工事」では契約書が作成されていなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 起案者のみならず、決裁関係者を含め契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程】（抜粋）（契約書の作成） 第18条 契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。 2 前項に規定する契約書には、当該契約の性質及び目的に従い、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載しなければならない。 1 契約の目的 2 契約金額 3 履行期限 4 契約保証金 5 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 6 履行の監督及び検査 7 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金 8 危険負担 9 かし担保責任 10 契約の変更及び解除 11 契約に関する紛争の解決方法 12 前各号に掲げるもののほか、必要な事項 （契約書の省略） 第19条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 1 契約金額が150万円以下の契約を締結しようとするとき。</p>	<p>契約書の作成が必要な案件について、今後、契約手続に漏れが生じることがないように、契約事務のルールについて事務担当者会議にて所内職員に周知するとともに、決裁時に決裁関係者が注意してチェックするよう、部長会議にて周知徹底を図った。</p>

通勤手当の認定誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																				
<p>地方独立行政法人 大阪府立環境農林 水産総合研究所</p>	<p>地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所は、通勤手当の認定事務においては、大阪府の方針に準じて行っている。</p> <p>大阪府の手引等では、JRの利用区間については、連続する区間に対する定期券額よりも利用区間を分割した場合の定期券額が安価である場合は、後者を認定すべきと定めてあるにもかかわらず、連続する区間に対する定期券額を認定していた。</p> <table border="1" data-bbox="498 705 1478 1031"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成26年4月 ～平成27年3月</td> <td>242,620円</td> <td>223,940円</td> <td>18,680円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成24年4月 ～平成27年3月</td> <td>393,840円</td> <td>366,320円</td> <td>27,520円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>平成24年4月 ～平成27年3月</td> <td>604,440円</td> <td>577,000円</td> <td>27,440円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額	A	平成26年4月 ～平成27年3月	242,620円	223,940円	18,680円	B	平成24年4月 ～平成27年3月	393,840円	366,320円	27,520円	C	平成24年4月 ～平成27年3月	604,440円	577,000円	27,440円	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所職員給与規程】（抜粋） （通勤手当） 第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>1 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と勤務箇所との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>【大阪府給与事務の手引 16. 通勤手当確認及び決定事務 6 運賃等】（抜粋） (7) JR分割定期券による認定 JRの利用区間について、連続する区間に対する定期券額よりも、利用区間を分割した場合の定期券額の方が安価となる場合は、分割した定期券の額で算出する。</p>	<p>利用区間を分割した定期券額で通勤認定していなかった職員について、これを適用した通勤手当額へ変更した。</p> <p>JR分割定期券が安価である場合は、これを適用した通勤届を行うよう部長会議にて周知徹底を図ったところであり、認定事務については、今後、適正に行っていく。</p>
職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額																			
A	平成26年4月 ～平成27年3月	242,620円	223,940円	18,680円																			
B	平成24年4月 ～平成27年3月	393,840円	366,320円	27,520円																			
C	平成24年4月 ～平成27年3月	604,440円	577,000円	27,440円																			

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>大阪府道路公社</p>	<p>委託業務において受注者が再委託を行う場合、業務委託契約書により、書面をもって大阪府道路公社に通知し、承認を得なければならないとされているが、以下の業務委託契約について、書面による通知がなされず、承認もなされていなかった。</p> <p>「第二阪奈有料道路 受配電・自家発電設備 点検整備委託」</p> <p>(1) 契約期間 平成25年6月10日～平成26年3月25日</p> <p>(2) 契約金額 20,790,000円</p> <p>(3) 再委託業務 消防法に基づく地下タンクの配管の漏洩検査業務</p> <p>「堺泉北有料道路 橋梁点検業務委託（その1）」</p> <p>(1) 契約期間 平成24年11月16日～平成25年7月15日</p> <p>(2) 契約金額 15,057,000円</p> <p>(3) 再委託業務 交通誘導業務</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>委託業務について、再委託を行っているにもかかわらず、書面による通知及び承認がなされていないことは契約に違反している。</p> <p>今後、同様の契約により事業を実施する際には、契約内容を熟知し、再委託に係る書面通知の入手や承認手続の実施など、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>-----</p> <p>【第二阪奈有料道路 受配電・自家発電設備 点検整備委託】契約書 (再委託等の禁止)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。</p> <p>【堺泉北有料道路 橋梁点検業務委託（その1）】契約書 (一括再委託等の禁止)</p> <p>第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。</p>	<p>委託業務において、受注者が再委託等を行う場合の発注者への書面による通知及び承認手続に関する事務処理を定めるとともに、職員に通知し、手続の徹底を図った。</p> <p>今後は、委託業務に係る契約手続及び履行確認について、適正な事務処理に努める。</p>

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
大阪府道路公社	<p>工事請負業務において受注者が一部の業務を第三者に請け負わせようとする場合、工事請負契約書第7条により、書面をもって大阪府道路公社に通知しなければならないとされているが、以下の工事請負契約について、受注者が工事の一部につき第三者に請け負わせているにもかかわらず、書面による通知がなされていなかった。</p> <p>「堺泉北有料道路 橋梁塗装塗替工事」</p> <p>(1) 期間 平成25年7月25日～同年11月15日</p> <p>(2) 契約金額 17,241,000円</p> <p>(3) 外注計画業務 足場仮設工事、塗装工事</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>工事の受注社が業務の一部を第三者に請け負わせているにもかかわらず、書面による通知がなされていないことは、契約に違反している。</p> <p>今後、同様の契約により事業を実施する際には、契約内容を熟知し、工事の受注者が第三者を利用する場合は書面通知を入手し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>-----</p> <p>【堺泉北有料道路 橋梁塗装塗替工事】契約書</p> <p>(一括委任又は一括下請負の禁止)</p> <p>第6条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>(受任者又は下請負人の通知等)</p> <p>第7条 請負者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、受任者又は下請人の名称、委任し又は請け負わせる工事の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知しなければならない。</p>	<p>工事請負業務において、請負者が工事の一部を第三者に委任し、または請け負わせる場合の発注者への書面による通知の受理について、改めて職員に周知し、その徹底を図った。</p> <p>今後は、工事請負業務に係る契約手続及び履行確認について、適正な事務処理に努める。</p>

小口現金の照合の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>一般財団法人大阪府タウン管理財団</p>	<p>一般財団法人大阪府タウン管理財団(以下「財団」という。)の会計規程第38条によると、現金は毎日の現金出納終了後、帳簿残高と照合を行うとされている。</p> <p>財団の本部では、小口現金の帳簿残高との照合は月末精算時に実施し、毎日の現金出納終了後に実施していなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>現金のうち、小口現金については、毎日の現金出納終了後に帳簿残高との照合を実施されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【一般財団法人大阪府タウン管理財団会計規程】 (金銭の範囲)</p> <p>第25条 この規程において金銭とは、現金、預金をいう。 2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書等直ちに現金化できるものをいう。 (以下略) (手許現金)</p> <p>第31条 (略) 2 (略) 3 小口現金は、毎月末日及び会計責任者が必要と認めた場合、精算を行わなければならない。 (残高の照合)</p> <p>第38条 出納責任者は、現金については、毎日の現金出納終了後、その金額と帳簿残高とを照合しなければならない。 (以下略)</p> </div>	<p>平成26年12月分より、現金の有高の金種表を作成し、毎日の現金出納終了後、小口現金の帳簿残高と照合を行うように改善した。</p>

固定資産の計上漏れ

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容						
<p>一般財団法人大阪府タウン管理財団</p>	<p>下記については、スロープに新しい手摺を設置する10万円以上の工事であり、桃山台(泉北地区)近隣センターの価値を増加させるものであるため、当財団法人の会計規程に基づき資本的支出として固定資産の価額に加算すべきであったが、修繕費として処理されていた。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="724 667 1567 877"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>工事金額</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桃山台近隣センタースロープ手摺設置工事</td> <td>1,338,921</td> <td>桃山台近隣センターのスロープの旧手摺を撤去し、新しい手摺を設置する工事。工事金額は撤去費込みの金額。</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工事金額	概要	桃山台近隣センタースロープ手摺設置工事	1,338,921	桃山台近隣センターのスロープの旧手摺を撤去し、新しい手摺を設置する工事。工事金額は撤去費込みの金額。	<p>【是正を求めるもの】 財務諸表を適正なものにするため、当該工事について、固定資産の価額に加算されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【一般財団法人大阪府タウン管理財団会計規程】 (固定資産の範囲) 第44条 この規程において固定資産とは、次の各号をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区別する。 (1) (略) (2) (略) (3) その他固定資産 基本財産及び特定資産以外の固定資産で、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の資産をいう。 (有形固定資産の改良と修繕) 第47条 有形固定資産の価値を増加させ、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これを資本的支出としてその資産の価額に加算するものとする。 (以下略)</p> </div>	<p>今回指摘を受けた工事のほか、平成25年度に施工した工事全件を精査し、関係法令及び当財団法人の会計規程に照らし合わせ、資本的支出工事に該当する工事については、平成26年度に固定資産に計上(2,173,500円)すべく修正処理を行った。</p> <p>なお、平成26年度の施工済み工事についても精査を行い、資本的支出工事と修繕工事の区分の修正処理を行った。</p> <p>今後は、関係規程に則って適正な資産管理に努める。</p>
工事名	工事金額	概要							
桃山台近隣センタースロープ手摺設置工事	1,338,921	桃山台近隣センターのスロープの旧手摺を撤去し、新しい手摺を設置する工事。工事金額は撤去費込みの金額。							